添付法令資料 3:

バッテリー式電気自動車のための充電インフラストラクチャー整備に関する 2020 年 8月4日付インドネシア共和国エネルギー及び鉱産資源大臣規則 No.13(目次) 同月7日施行

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 バッテリー式電気自動車のための充電インフラストラクチャー
 - 第1節 通則(第2条ないし第5条)
 - 第2節 再充電施設
 - 第1款 個人の電気設備(第6条及び第7条)
 - 第2款 公共の電気自動車充電ステーション (第8条ないし第12条)
 - 第3節 バッテリー交換施設(第13条ないし第18条)
 - 第4節 国有電力会社への割当て(第19条及び第20条)
- 第3章 バッテリー式電気自動車のための充電における電気料金 (第21条ないし 第24条)
- 第4章 バッテリー式電気自動車のための充電インフラストラクチャーにおける 電気の安全性(第25条及び第26条)
- 第5章 指導及び監督 (第27条及び第28条)
- 第6章 行政制裁(第29条及び第30条)
- 第7章 経過規定(第31条及び第32条)
- 第8章 終則 (第33条ないし第35条)